

重度心身障害（児）者医療証



身体上又は精神上に一定の障害を持つ方の医療費の自己負担を軽減する制度です。

○対象者になるのは？

町民税所得割額が 235,000 円未満で、下記いずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1 級・2 級
- ② 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ③ 療育手帳 A
- ④ 障害年金 1 級
- ⑤ 特別児童扶養手当 1 級
- ⑥ 療育手帳 B かつ身体障害者手帳 3 級

○助成の内容は？

医療機関や薬局で支払う自己負担額（保険適用分）について、全額もしくは一部を助成します。

※食事代、保険適用外（差額ベット代、病衣等）は対象になりません。

【1】 本人及び扶養者※の前年の所得に所得税が課税されていない方

『一部負担金 無』の医療証を交付します。医療費は無料になります。

【2】 本人及び扶養者※の前年の所得に所得税が課税されている方

『一部負担金 有』の医療証を交付します。医療費の1割(一部負担金)をお支払ください。

ただし、外来・調剤・訪問看護は 14,000 円、入院は 57,600 円が月額上限です。

なお、上限額について詳しくは、裏面をご覧ください。

※対象者が市町村国保、後期高齢者医療の場合 … 税法上扶養している方
対象者が上記以外の場合 … 保険資格上扶養している方（被保険者）

○助成を受けるためには？

- ① 税務町民課に申請し、「重度心身障害（児）者医療証」の交付を受けてください。

交付申請時の持ち物 保険資格のわかるもの（マイナ保険証・資格確認書等）・
障害の状況がわかるもの（各種手帳・証書など）

- ② 毎年 6 月中に更新手続きが必要です。ご案内を送付しますので、ご確認ください。

- ・ 県内の医療機関等を受診の際は、「重度心身障害（児）者医療証」を医療機関等の窓口
に提示してください。（提示がないと助成を受けられない場合があります。）
- ・ 県外の医療機関を受診した場合や補装具を購入した場合は、一旦自己負担分をお支払い
いただき、払い戻しの申請をしてください。
- ・ 住所・氏名・加入している保険資格が変わったときは手続きが必要です。

手続きやお問い合わせは、役場税務町民課 国保医療係まで 電話 62-2291